

(1) 平成 24 年度の児童相談所状況について

児童相談所は児童福祉法第 12 条に基づき設置され、子どもの福祉に関する業務を行う専門的な機関として、県所管内に 5 か所設置されています。

平成 25 年 4 月に新設の知的障害児入所施設が小田原地区に設置されることとなり、入所児童の適正な入所について準備し実施してきました。

表 1 は、県所管の児童人口（18 才未満）の 3 年間の推移と資料編の『相談受付件数』（テレホン相談を除く。以下は『相談受付件数』の内数となります）『養護相談件数』（養護相談全体から虐待相談件数を除いた数）、『虐待相談件数』、『障害相談件数』、『非行相談件数』、『育成相談件数』の比較と推移です。

(表 1)

年度	所管 児童人口	相談 受付数	養護 相談数	虐待 相談数	障害 相談数	非行 相談数	育成 相談数
22	449629	6815	749	1853	3361	269	547
23	447192	6874	621	1747	3593	267	581
24	446560	7486	627	2282	3699	135	560

所管児童人口は減少していますが、『相談受付数』は増加しています。増加分のほとんどは虐待相談と障害相談です。

障害相談増加の特徴は、軽度の知的障害相談の増加です。表 2 は『療育手帳判定実施状況』（非該当・その他を除く）の 3 年間の推移ですが、軽度知的障害の判定が増加していることが分かります。近年、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群といった発達障害の相談が増加する中で、知的障害児としての支援を求める相談が増加してきています。

(表 2)

年度	A 1 最重度	A 2 重度	B 1 中度	B 2 軽度	合計
22	400	400	515	960	2275
23	422	444	591	1063	2520
24	429	445	574	1128	2576

表 3 は、『虐待内容別相談状況』の 3 年間の推移です。昨年度との比較で全ての虐待種別が増加していますが、特に心理的虐待の増加が顕著です。これは、ドメスティックバイオレンス（DV）を目撃している児童は心理的に虐待されているとの認識が広まったことや、近隣で泣き声が聞こえる等（心理的虐待に計上）の通告が増加した影響と思われます。

(表 3)

年度	身体	ネグレクト	心理	性的	合計
22	540	632	651	30	1853
23	445	577	705	20	1747
24	545	647	1063	27	2282

(表 4)

年度	家族 親戚	近隣 知人	福祉 事務所等	警察 等	教育 機関 等	その 他
22	333	303	282	367	209	359
23	266	340	205	466	177	354
24	330	374	200	797	244	365

表 4 は『経路別虐待相談状況』の区分を整理してまとめたものです。警察等からの通告が顕著に増加していることが分かります。警察からの通告内容は多岐に亘りますが、心理的虐待の場合は一方的な配偶者暴力（DV）だけでなく、配偶者双方間の暴力やきょうだいへの暴力を目撃しているという通告も多く、家庭内での暴力的な環境が表面化してきているのが特徴となっています。